



## 「後期高齢者医療 被保険者証」の更新のお知らせ

現在交付している保険証（緑色）は、有効期限が7月31日未となっています。

新しい保険証（オレンジ色）は、7月上旬から郵送（簡易書留）されます。新しい保険証は8月1日未からお使いください。

なお、現在お持ちの保険証（緑色）は8月1日未以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者及び同じ世帯の被保険者は「限度額適用認定証」（以下いずれも「認定証」という）の交付を受けることができます。

この認定証を医療機関に提示することで、窓口負担や入院時の食事代・居住費が減額されます。

認定証の交付を受けるには申請が必要となります。申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制度の保険証をご持参のうえ、手続きを行ってください。

なお、住民税非課税世帯の人は、過去1年間の入院日数が91日（「区分II」の認定証の交付を受けていた期間に限ります）以上の場合は、入院時の食事代がさらに減額となります。再度、申請が必要となりますので、その際は病院の領収書など入院日数がわかる書類をご持参ください。

### 【申請に必要なもの】

- ①後期高齢者医療制度の被保険者証
- ②病院の領収書など入院日数が分かる書類（「区分II」の減額認定証の交付を受けており、過去1年間の入院日数が91日以上の人のみ）

### 【申請場所】

- ・市民課保険年金係
- ・各総合支所総合窓口課
- ・各出張所

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	
被保険者番号	
被 住 所	
被 保 險 者 氏 名	
生年月日	
発効期日	
有効期限	
適用区分	
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名前及び印	窗口印 扶養者印 医療法人印 医療機関印

後期高齢者医療  
限度額適用・標準負担額減額認定証

## 令和元年7月1日から

急な病気やケガなどで、救急車を呼ぶか、病院に行くか、迷ったときには

おとな（概ね15歳以上）の

**救急医療電話相談**

#7119

IP電話、ひかり電話など  
#7119が利用できない場合は  
[☎083(921)7119]

相談時間 每日24時間

看護師等が、病気やけがの症状を把握し、緊急性や応急手当の方法、適切な医療機関などについて、電話でアドバイスします。

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ

現在交付されている減額認定証の有効期限は、7月31日未となっています。

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで令和元年8月以降の認定区分が「区分I」（※1）又は「区分II」（※2）に該当する人には、7月31日未までに新しい減額認定証を郵送します。

また、限度額適用認定証をお持ちで令和元年8月以降の認定区分が「現役I」（※3）又は「現役II」（※4）に該当する人には、7月31日未までに新しい減額認定証を郵送します。

お手元に届きましたら、8月1日未以降、医療機関へご提示ください。

なお、現在お持ちの減額認定証は8月1日未以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

※1 区分I：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万として計算します）又は老齢福祉年金受給者

※2 区分II：世帯の全員が住民税非課税（区分Iに該当する人を除く）

※3 現役I：住民税の課税所得145万円以上380万円未満の被保険者及び同じ世帯の被保険者

※4 現役II：住民税の課税所得380万円以上690万円未満の被保険者及び同じ世帯の被保険者

こどもの（15歳未満のお子さん） 救急医療電話相談	
迷わず 119番	緊急・重症 の場合は、 してください
#8000	
IP電話、ひかり電話など #8000が利用できない場合は [☎083(921)2755]	
相談時間：毎日午後7時～翌朝8時	

※この電話相談は、診療行為、医療行為ではなく、電話での助言により相談者の判断の参考としていただくものです。

データで  
見る  
美祢市

### まちのうごき（令和元年6月1日）

人口	24,195人	前月比	▲56人
男	11,414人	前月比	▲12人
女	12,781人	前月比	▲44人
世帯数	11,058世帯	前月比	▲5世帯

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
5月中	3(257)	0(1)	3(319)	60(3,103)
累計	18(1,357)	1(16)	28(1,678)	297(15,573)
昨年対比	4(▲315)	1(▲1)	10(▲370)	▲36(▲1,115)